

平成20年 第1回  
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【2月1日】

## 目次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	2
議事補助員	2
議事日程・会議に付した事件	2
開会・開議	3
日程第1 諸般の報告	3
日程第2 議席の指定	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 広域連合長あいさつ	4
日程第5 議案第1号 平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般 会計補正予算案(第1号)～日程第7 議案第3号 平成20年度 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案	5
日程第8 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定に ついて～日程第16 議案第12号 福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について	10
日程第17 議案第13号 福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画の 変更について	13
日程第18 一般質問	14
日程第19 会議録署名議員の指名	24
閉会	24
会議録署名	26

## 日時・場所

平成20年2月1日(金) 14時

ホテルレガロ福岡(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

## 出席議員(66名)

1番 山本 眞智子	27番 井上 澄和	54番 井上 利一
2番 中村 義雄	28番 井本 宗司	55番 手柴 豊次
3番 世良 俊明	29番 石橋 文恵	56番 高倉 秀信
4番 柳井 誠	30番 谷井 博美	57番 筒井 秀来
5番 阿部 正剛	31番 井上 保廣	58番 末崎 亨
6番 平畑 雅博	32番 松本 嶺男	59番 安丸 国勝
7番 川辺 敦子	33番 中村 隆象	61番 小川 光吉
9番 古賀 道雄	35番 怡土 康男	62番 田中 礼助
10番 小野 晃	37番 松岡 賛	63番 渡邊 元喜
11番 秋吉 秀子	40番 壽福 正勝	64番 中司 謙治
12番 石橋 力	42番 三浦 正	65番 高木 良之
13番 向野 敏昭	43番 大西 勇	66番 加治 忠一
14番 齊藤 守史	44番 荒木 敏光	67番 浦野 信義
15番 古本 俊克	45番 長崎 武利	68番 伊藤 良克
16番 伊藤 信勝	46番 鮎川 正義	69番 伊藤 英明
17番 石田 宝藏	47番 篠崎 久義	70番 永原 譲二
18番 田中 雅美	48番 今井 保利	71番 原 伸一
20番 桑野 照史	49番 志岐 義臣	73番 吉廣 啓子
22番 八並 康一	50番 石井 要祐	74番 白石 春夫
23番 釜井 健介	51番 濱之上 喜郎	75番 今富 壽一郎
25番 平安 正知	52番 山本 康太郎	76番 鶴田 忠良
26番 平原 四郎	53番 柴田 好輝	77番 新川 久三

## 欠席議員(11名)

8番 稲員 大三郎、19番 野田 国義、21番 植木 光治、24番 松下 俊男、  
34番 池浦 順文、36番 有吉 哲信、38番 塚本 勝人、39番 西原 親、  
41番 安川 博、60番 石川 潤一、72番 浦田 弘二

## 説明員

広域連合長 江藤 守國、副広域連合長 山本 文男  
事務局長 永長 利夫、会計管理者 藤吉 隆一、事務局次長 大床 悦朗、  
総務課長 野口 正、事業課長 寺西 信孝、総務課主幹 宮田 英生、  
事業課主幹 末若 明

## 議事補助員

書記長 野口 正、書記 大野 博仁、書記 齋村 隆一

## 議事日程・会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 広域連合長あいさつ
- 日程第5 議案第1号 平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号)
- 日程第6 議案第2号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案
- 日程第7 議案第3号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第8 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 福岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 福岡県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 福岡県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について

日程第15 議案第11号 福岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について

日程第16 議案第12号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について

日程第17 議案第13号 福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について

日程第18 一般質問

日程第19 会議録署名議員の指名

### ■開会・開議（14時00分）

議長（原 伸一） 皆さん、こんにちは。議長の原でございます。

ただ今から、平成20年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、66名です。議員定数は77名で、定足数は39名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

### ■日程第1 諸般の報告

議長（原 伸一） 日程第1「諸般の報告」を行います。

まず、報告1、議員の報告です。今回、新たに当選されました方は、お手元に配布しております「議員の報告書」のとおりです。

次に、報告第2、例月出納検査結果報告です。監査委員からお手元に配布のとおり、平成19年4月から12月までにおける報告がっておりますので、報告します。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び副広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

### ■日程第2 議席の指定

議長（原 伸一） 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

新たに当選されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただ今ご着席いただいております席を指定いたします。

### ■日程第3 会期の決定

議長（原 伸一） 次に、日程第3「会期の決定」を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。

#### ■日程第4 広域連合長あいさつ

議長（原 伸一） 次に、日程第4、広域連合長のあいさつです。

広域連合長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

広域連合長。

広域連合長（江藤 守國） 皆さん、こんにちは。広域連合長を仰せつかっております江藤でございます。

議員の皆様におかれましては、本日、公務ご多忙の中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今年最初の広域連合議会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

いよいよ、来る4月1日から、後期高齢者医療制度がスタートいたします。

後期高齢者医療広域連合におきましては、現在、先の広域連合臨時議会で可決していただきました「後期高齢者医療に関する条例」に基づきまして、各市町村と連携をとりながら、制度の円滑な導入に向けまして、鋭意、準備を進めているところでございます。

具体的な取組方針といたしましては、第1に、被保険者の方々が安心して医療を受けることができる「実施体制の充実」及び「相談体制の確立」、第2に、保健事業の実施など、「後期高齢者の健康づくりの推進」、第3に、「医療費適正化の推進」という3つの柱をもって、予算編成等を行ったところでございます。

本日、提案しております議案でございますが、まず、議案第1号は、「本年度予算の補正予算案」でございます。これは、被用者保険の被扶養者に係る激変緩和措置及びその広報・周知のため、約29億円の国庫負担金を受け入れるもの、及び被保険者等からの電話問い合わせにお答えするコールセンターの設置準備経費を盛り込もうとするものでございます。

議案第2号は、広域連合の運営に係る「来年度の一般会計予算案」で、総額3億7千万円余でございます。

議案第3号は、4月から保険給付等を実施するため新設いたします「来年度の特別会計予算案」で、総額4,864億4千万円余でございます。

議案4号から第12号までは、「行政手続や、職員の人事、財務に係る条例案」でございます。

特に、議案第5号は、「職員の定数を改正する条例案」でございまして、4月以降、県内の被保険者、約52万人を対象とする後期高齢者医療の業務を処理することが必要なため、現行の職員定数23名を32名に増員するものでございます。

また、議案第11号の「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例案」は、政府・与党の

合意に基づき、被用者保険の被扶養者に係る軽減拡大措置を実施するため、国からの交付金を受け入れる基金を臨時的に設置するものでございます。

最後に、議案第13号は、昨年7月の本議会で可決をいただきました「広域計画」の変更案でございまして、その後の政令の改正・省令の制定に伴う変更や、協議の整いました広域連合と市町村の事務分担について明確化するものでございます。

以上が、提出いたしております議案の概要でございます。

何とぞ、慎重なるご審議をいただき、満場のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ■日程第5 議案第1号 平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案(第1号) ～ 日程第7 議案第3号 平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案

議長(原 伸一) 次に、日程第5、議案第1号から日程第7、議案第3号までの予算案を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長(永長 利夫) それでは、まず、平成19年度一般会計補正予算第1号につきましてご説明を申し上げます。

議案書の「平成19年度 福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算書(補正第1号)」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号でございます。第1条といたしまして、「歳入歳出予算の補正」でございますが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ29億1,053万5千円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ36億3,454万4千円とするものでございます。

第2条でございますが、「債務負担行為」でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項は、「第2表 債務負担行為」によるとするものでございまして、4ページでございますけれども第2表をご覧ください。債務負担行為につきましては、制度施行目前の平成19年度及び施行当初の20年度におきます被保険者等からの制度、保険料などの問い合わせに対応するためコールセンターを設置することといたしてございまして、平成20年度までの運営委託料2,800万円を限度に設定をさせていただくものでございます。

戻りいただきまして、2ページ・3ページの第1表でございます。「歳入歳出予算補正」をご覧ください。歳入につきましては、2款、国庫支出金29億3百万円余を増額いたしました。6款、繰入金につきましても7百万円を増額するものでございます。歳出につきましては、1款、議会費90万円、2款、総務費6百万円余をそれぞれ減額いたしました。また、3款、民生費につきましても29億1,700万円余を増額するも

のでございます。

内容につきましては、5ページからの「事項別明細書」をお願いいたします。

5ページから7ページでございますが総括表になっておりますので、説明を省略させていただきます。

8・9ページをご覧ください。歳入でございますが、2款2項1目、民生費国庫負担金につきましては、被用者保険の扶養者に係る保険料激変緩和措置に対する国庫負担金でありまして、29億3百万円余を計上いたしております。これは、歳出でも説明いたしますが、基金を設置いたしまして、積み立てまして、平成20年度の保険料財源に充てる予定にいたしております。次に、6款1項1目、臨時特例基金繰入金につきましては7百万円を計上しております。これは、被用者保険の被扶養者の特例措置についての広報に係る経費について、臨時特例基金を取り崩すものでございます。

次に歳出でございます。10ページ・11ページをお願いいたします。1款、議会費につきましては90万円を減額し、12ページ・13ページをご覧ください。2款でございます。総務費につきましても、6百万円余の決算見込みでの減額をするものでございます。次に、14ページ・15ページをお願いいたします。3款、民生費につきましては、本年2月以降、制度施行目前でございますが、被保険者等からの制度、保険料等の問い合わせに対応するためのコールセンター設置関係費を広報関係費といたしまして、1,400万円を新たに計上をさせていただいております。また、歳入で説明いたしました後期高齢者医療制度円滑導入臨時特例基金積立金といたしまして、29億353万円余を計上いたしております。

以上でございます。何とぞ、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成20年度一般会計当初予算でございます。

議案書の「平成20年度 福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計と特別会計予算書」をお願いいたします。1ページをお願い申し上げます。平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計でございます。

第1条といたしまして「歳入歳出予算」でございますが、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,302万4千円と定めるものでございます。

「第2条 一時借入金」でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入の最高額でございますが、1千万円と定めるものでございます。

2ページ・3ページの「第1表 歳入歳出予算」をお願いいたします。歳入につきましては、1款、分担金及び負担金3億7,140万円余、4款、財産収入160万円余を計上させていただいております。その他の款につきましては、科目保全のための予算計上でございます。歳出につきましては、1款、議会費260万円余、2款、総務費3億6,040万円余、3款、公債費1万円余、4款、予備費1千万円を計上させていただいております。

内容につきましては、4ページからの「事項別明細書」をお願いいたします。



4ページから6ページでございますが総括表になっておりますので、説明を省略させていただきます。

7ページ・8ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款1項1目、市町村負担金につきましては3億7,140万円余を計上いたしております。4款1項1目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子と臨時特例基金積立金の利子、合わせまして161万円余を計上いたしております。その他の款につきましては、科目保全としての予算計上をいたしております。

次に歳出でございますが、9ページ・10ページをお願いいたします。1款、議会運営関係費として260万円余を計上をいたしております。11ページ・12ページをお願いいたします。2款、職員給与関係費に2億9,060万円余、庶務関係費に8百万円余、委員会関係費に140万円余、財務・会計・財産管理関係費に2,800万円、広報関係費に2,990万円余、併せまして基金関係費に180万円余を計上をいたしております。13ページ・14ページをお願い申し上げます。選挙管理委員会費に13万円余、広域連合長選挙費に2万円余を計上いたしております。15ページ・16ページをお願いいたします。監査委員費に15万円余を計上いたしております。17ページ・18ページをお願いいたします。3款、一時借入金利子に1万円余計上をいたしております。19ページ・20ページをお願い申し上げます。4款、予備費として1千万円余を計上いたしております。21・22ページをお願い申し上げます。老人福祉費については、20年度は特別会計に計上をいたしておりますので、廃款といたしております。

23ページ・24ページでございますが、付属書類といたしまして、給与費明細書、債務負担行為に関する調書を記載をいたしております。

引き続きまして、平成20年度特別会計当初予算でございます。

25ページをお願い申し上げます。平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合特別会計でございます。

第1条でございます。「歳入歳出予算」でございますが、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ4,864億4,244万3千円と定めるものでございます。

「第2条 一時借入金」でございますが、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を50億円と定めるものでございます。

26ページ・27ページの「第1表 歳入歳出予算」をお願いいたします。歳入につきましては、1款、分担金及び負担金835億4,200万円余、2款、国庫支出金1,537億8百万円、3款、県支出金387億9,400万円余、5款、支払基金交付金2,073億2百万円、6款、特別高額医療費共同事業交付金1億8,200万円。9款、繰入金でございます。28億9,600万円余。11款、諸収入でございます。1,700万円余を計上させていただいております。その他の款につきましては、科目保全のための予算計上でございます。歳出につきましては、1款、総務費10億

6,400万円余、2款、保険給付費4,842億8千万円、3款、財政安定化基金拠出金4億6,700万円、4款、特別高額医療費共同事業拠出金1億8,200万円、5款、保健事業費4億2,800万円、7款、公債費1千万円、予備費1千万円を計上いたしております。6款、繰上充用金、8款、諸支出金につきましては、科目保全のための予算計上でございます。

内容につきましては、28ページからの「事項別明細書」をお願いいたします。

28ページから30ページは総括表になっておりますので、説明を省略させていただきます。

31ページ・32ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款1項、市町村負担金につきましては、1目、事務費負担金10億9,100万円余、2目、保険料等負担金446億8,600万円余、3目、療養給付費負担金377億6,400万円を計上いたしております。2款1項、国庫負担金につきましては、1目、療養給付費負担金1,132億9,300万円、2目、高額医療費負担金10億2,900万円を計上いたしております。2款2項、国庫補助金につきましては、1目、調整交付金393億1,800万円、2目、民生費国庫補助金。これは健診に対します国庫補助金であります。6,800万円を計上いたしております。3款1項、県負担金につきましては、1目、療養給付費負担金377億6,400万円、2目、高額医療費負担金10億2,900万円を計上いたしております。5款1項1目、後期高齢者交付金につきましては、これは若年層からの支援金であります。2,073億2百万円を計上いたしております。33ページをお願いいたします。6款1項1目でございます。特別高額医療費交付金につきましては、これは一定額以上の高額医療費に対する広域連合間の財政調整を行うための交付金であります。1億8,200万円を計上いたしております。9款1項1目、繰入金につきましては、被用者保険の扶養者の特例措置について臨時特例基金を保険料の財源として取り崩すものでございまして、28億9,600万円余を計上いたしております。11款2項1目、預金利子につきましては1千万円、11款3項1目、第三者納付金に6百万円余を計上をいたしております。その他の款につきましては、科目保全の予算計上でございます。

次に歳出でございますが、36ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費でございますが、レセプト点検関係費に3億1,800万円余、医療費通知関係費に1億1,600万円、高額療養費などの現金給付事務関係費に4,700万円、第三者求償事務、疾病分類事務などの国保連合会への委託料その他保険給付関係費に1億7,200万円、資格管理関係費に3,400万円余、保険料賦課関係費に5,800万円余。38ページをお願いいたします。電算関係費に3億1,500万円余を計上いたしております。39ページ・40ページをお願いいたします。2款1項、療養諸費でございます。1目、療養給付費に4,759億8,100万円、2目、訪問看護療養費に8億8千万円、3目、特別療養費、4目、移送費にそれぞれ100万円、5目、審査支払

手数料に12億6,400万円を計上しております。41ページをお願いいたします。2款2項1目、高額療養費につきましては52億3,800万円。43ページをお願いいたします。2款3項1目、葬祭費につきましては9億1,500万円。45ページをお願いいたします。3款1項1目、財政安定化基金拠出金につきましては、これは県に基金が設置されることになっておりまして、拠出金4億6,700万円。47ページでございます。4款1項、特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、医療費拠出金1億8,200万円、事務費拠出金10万円余を計上いたしております。49ページをお願いいたします。5款1項1目、健康診査費につきましては4億2,600万円余。51ページをお願いいたします。5款2項1目、その他療養関係事業費につきましては、調査統計事務等に100万円余。53ページでございます。6款1項1目でございます。繰上充用金につきましては、科目保全のための予算計上でございます。55ページをお願いいたします。7款、公債費でございますが、一時借入金利息1千万円を計上いたしております。57ページをお願いいたします。8款、諸支出金につきましては、科目保全のための予算計上でございます。59ページをお願いいたします。9款、予備費でございます。1千万円を計上いたしております。

61ページでございます。付属書類といたしまして、債務負担行為に関する調書を記載をいたしております。

以上でございます。何とぞ、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。議長（原 伸一） 議案第1号から第3号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第1号「平成19年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案」について、お諮りします。

本議案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第2号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」について、お諮りします。

本議案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

4番（柳井 誠議員） 議長。

議長（原 伸一） はい、どうぞ。

4番（柳井 誠議員） 私はこれについて反対の態度を表明いたします。

議長（原 伸一） 異議がありますので、起立による採決を行います。

本議案について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員起立）

議長（原 伸一） 賛成多数です。

よって、本議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成20年度福岡県後期高齢者医療広域連合特別会計予算案」について、お諮りします。

本議案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(原 伸一) ただ今、異議がありましたので、起立による採決を行います。

本議案について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員起立)

議長(原 伸一) 賛成多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**■日程第8 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について ～ 日程第16 議案第12号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について**

議長(原 伸一) 次に、日程第8、議案第4号から、日程第16、議案第12号までの条例案を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長(永長 利夫) ただ今、上程になりました議案9件につきまして、提案の趣旨を説明いたします。

議案書の1ページでございます。「平成20年度第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案書」の1ページでございます。議案第4号「行政手続条例の制定について」をご覧ください。

この条例でございますが、処分、行政指導及び届出に係る手続に関しまして、共通する事項を定めることによって、本広域連合の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的として定めるものでございます。

この条例でございますけれども、行政手続法におきましては、地方公共団体の機関が条例又は規則に基づき行う処分及び行政指導などについては適用除外とされ、これらについては、各地方公共団体が行政手続法の規定の趣旨にのっとりまして、必要な措置を講じるように努めなければならないとされているところでございまして、これを受け、本広域連合においても、本広域連合の機関が条例又は規則に基づき行います処分及び行政指導について、行政手続条例を制定しようとするものでございます。

なお、条文等につきましては、行政手続法と基本的に同一となるよう定めるものでございます。

なお、この条例でございますが、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の14ページ、議案第5号「職員定数条例の一部改正について」でござい  
ます。

この条例は、本年4月からの後期高齢者医療制度の施行に伴います実務や先の被扶養  
者であった被保険者に対する政府の特例措置に伴う実務が生じますので、事務職員の定  
数を現行の23人から32人に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の17ページをお願いいたします。議案第6号「人事行政の運営の状況  
の公表に関する条例の制定について」でござい

ます。この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして、人事行政の運営等そ  
の状況の公表に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

その内容でございますが、広域連合長は、任命権者から職員の任免その他第3条に列  
記いたします事項について報告を受けまして、その概要を報告するもの、9月末までに  
公表するとともに、毎年8月末までに福岡県自治会館管理組合等公平委員会から業務の  
報告を受けまして、毎年9月末までに当該報告を公表するものでございます。

公表の方法につきましては、公告式条例その他の方法によって、供覧に供する方法に  
より行うものでございます。

なお、この条例は、20年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の20ページでございます。議案第7号「職員の育児休業等に関する条  
例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」でござい

ます。この条例は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正によりまして、育  
児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、学  
校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度が設けられまし  
たことに伴いまして、それぞれの条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案書の39ページをお願い申し上げます。議案第8号「議会の議決に付すべ  
き契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」でござい

ます。この条例でございますが、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づ  
きまして、本広域連合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要  
な事項を定めるものでございます。

その内容でございますけれども、「議会の議決に付すべき契約」につきましては、「予定  
価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負」といたしまして、「議会の議決に付すべ  
き財産の取得又は処分」につきましては、「予定価格が2千万円以上の不動産若しくは  
建物の買入れ若しくは売払い。なお、土地につきましては、更に1件5千平方メートル  
以上のものに限る」との要件を設けるものでございます。それと併せまして、先ほど申  
しましたものにつきましては、「予定価格が2千万円以上の不動産の信託の受益権の買  
入れ若しくは売払い」とするものでございます。

なお、この条例でございますが、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の41ページでございます。議案第9号「長期継続契約に関する条例の制定について」でございます。

この条例は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づきまして、長期契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものでございます。

その内容でございますけれども、「電子計算機その他事務用機器等の物品の借入れに関する契約であって、商習慣上、複数年にわたり契約を締結することが一般的なもの等」につきまして、長期継続契約を締結することができる旨規定するものでございます。

また、長期継続契約の契約期間は、原則5年を上限とするものでございます。

また、この条例でございますが、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の43ページでございます。議案第10号「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について」でございます。

この条例は、本広域連合の財産を例外的に交換、譲与、無償貸付け等を行う場合の必要な事項を定めるものでございます。

普通財産及び物品について、それぞれ交換、譲与、減額譲渡、無償貸付け及び減額貸付けの要件を定めるものでございます。

あわせまして、この条例でございますが、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の46ページ、議案第11号でございます。「財政調整基金条例の制定について」でございます。

この条例は、本広域連合の財政の健全な運営に資するため、財政調整基金を設置するものでございます。

その内容でございますが、毎年度基金として積み立てる額でございますが、一般会計の各会計年度において生じた歳入歳出の決算剰余金のうち2分の1を下らない範囲において歳出予算で定める額といたしまして、基金に属する現金は、金融機関への預金その他安全・有利な方法によって保管いたします。ただし、必要によりまして、確実かつ有益な有価証券に代えることができるとするものでございます。

さらに、広域連合長でございますが、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めまして、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるということを規定するものでございます。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の48ページ、議案第12号でございます。「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」でございます。

この条例は、後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、後期高齢者医療制度臨時特例基金を設置するものでございます。

その内容でございますが、基金の額は、本広域連合が交付を受けます高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額といたしまして、管理、運用の処理、繰替運用につきまし

ては、財政調整基金と同様に行ってまいりますのでございます。

基金の処分につきましては、平成20年度限りの特例措置であることをごさいます、その旨規定をすることにいたしております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、平成22年3月31日をもって効力を失う時限的なものでございます。

以上でございます。何とぞ、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。  
議長（原 伸一） 議案第4号から第12号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより一括して採決いたします。

お諮りします。本9件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。

よって、本9件は、原案のとおり可決されました。

## ■日程第17 議案第13号 福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について

議長（原 伸一） 次に、日程第17、議案第13号「福岡県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（永長 利夫） ただ今、上程になりました議案1件につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案書の51ページでございます。議案第13号「広域計画の変更について」でございます。

本件でございますが、昨年の11月に本広域連合の「後期高齢者医療に関する条例」が制定されたことに伴いまして、昨年の7月の臨時議会において議決をいただきました「広域計画」の一部につきまして変更を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、その後、政令及び省令の公布に伴う規定の整備並びに「広域連合及び構成市町村が行います事務」に関する部分の文中の文言の整理などを行うものでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（原 伸一） 議案第13号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。本議案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。

よって、本議案は、可決されました。

## ■日程第18 一般質問

議長（原 伸一） 次に、日程第18「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。

再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、20分以内といたしますので、ご了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

4番、柳井誠議員。

4番（柳井 誠議員） 北九州市選出、日本共産党市会議員の柳井誠です。一般質問を行います。

後期高齢者医療制度は、来年度診療報酬改定の骨子で終末期医療重視や外来包括払いが示され、高齢者への差別医療の内容がいよいよ明らかになる中で、凍結と撤回を求める地方議会の決議が全国465自治体に広がっています。

私は、政府に対して中止・抜本的見直しを求めつつ、高齢者の苦難軽減のために広域連合が果たすべきことを以下数点にわたって伺います。

まず、広報・説明の責任について伺います。

福岡県後期高齢者医療検討委員会が広域連合に提案した「制度の周知」の進捗は、いかほどでしょうか。

北九州市小倉北区弁天町の老人会長は、「市政だよりに掲載されたのは知っているが、内容を理解している者はいない」と言っております。北九州市では、全小学校区単位での説明会を計画していますが、現在具体化は7%、実施はこれからというお粗末な状況であります。

全県的にも同様ではないでしょうか。広域連合の広報計画に基づき構成市町村による制度説明会と住民全般対象のリーフレット配布などが計画されましたが、県民への制度説明会の実施数と参加人員はどうなっていますか。

また、今後2ヶ月間の説明会の計画、広域連合のリーフレットの全世帯配布などに、どのような責任をもって進めるのか、答弁を求めます。

また、広域連合のリーフレットに来年度以降の後期高齢者の診療報酬抑制の方針が説明されていないことは問題です。政府に医療給付の抑制にならないように緊急に要請するとともに、広域連合として被保険者に状況を説明するべきではないでしょうか、答弁を求めます。



次に、保険料の引下げについて伺います。

本広域連合の保険料は、全国と比較して極めて高くなっております。

都道府県別1人当たり老人医療費で第1位101万9千円の本県と、第2位100万1千円の北海道を比べてみると、均等割額第1位の本県の5万935円に比べ4万3,143円と、7,792円、率で15%安く、年金所得208万円の一人世帯では、保険料月額で本県より約500円、年間6千円安くなっております。本県では、保険料額も、所得に占める負担割合も高いと言えます。

法定軽減された場合でも、相対的に全国1位であることに変わりはありません。

そこで、本広域連合として、国及び県へ強力に財政支援を要望する必要があります。それぞれについて、どのような要望をして、回答を得ているのか、答弁を求めます。

特に、県に対する事務局人件費、事業費補助金の要求をするべきであります。

また、保険料引下げのための法定以外の市町村の補助金の負担については、幹事会で検討されたのかどうか、併せて答弁を求めます。

次に、条例減免の基準について伺います。

条例第19条では、収入の著しい減少の場合の減免を規定しています。市町村国保では条例減免に所得の減少や多子世帯などを具体的に定めており、本広域連合においても同様の規定が期待されております。例えば、北九州市では、事業所得が30%以上減少し、かつ、所得250万円以下の場合が該当いたします。

市町村国保の条例減免を下回らない規定を定めるべきと考えますが、減免処理要綱で定める規定について答弁を求めます。

また、厚労省の条例参考例に加えて、「その他広域連合長が特別の理由があると認める場合」を定めております。これは、運営調整会議における原案の「生活困窮により公の扶助を受けたこと」をさらに広げたものです。北九州市長は、12月定例会で私の質問に、「この規定が盛り込まれたことにより、減免に関しては非常に柔軟な対応が可能になった」と答弁しております。

高齢者世帯の生保基準以下の低所得世帯が急増しており、生活保護基準以下の世帯への条例減免、あるいは減免しなければ生活保護となる場合の減免などを積極的に検討すべきです。答弁を求めます。

次に、資格証明書と短期保険証の基準について伺います。

資格証明書について、第1回検討委員会では、医療が受けられなくなる懸念に対して、会長である馬場園九大教授は「必要な医療を受けるのは、憲法で定める基本的人権。それを保障するため、事例ごとにきちんと調査する」と答えておりますが、第2回臨時議会で事務局長は、発行目的は「被保険者との接触の機会の確保」と答弁しました。しかし、接触の機会の確保を目的にこれを発行することは、命にかかわる手段をとることを意味しており、本末転倒です。市町村現場は北九州市でも、「原則発行しない」、「悪質かどうかの判断は、個別の面接相談によって判断する」との見解です。原則発行しない

ことを求めたいと思います。答弁を求めます。

保護基準を下回るやむを得ない困窮で滞納した場合はどうするのか、併せて答弁を求めます。

短期保険証の発行は、もともと施行規則第20条で「できる」とされているに過ぎず、義務ではありません。短期保険証の発行については、広域連合でまだ議論されていません。発行すれば、再び滞納した場合、後期高齢者の虚弱な健康状態では容易に更新が途切れてしまうのではないのでしょうか。馬場園会長の説明のとおり、医療は基本的人権であり、保険者の責任である医療給付と収納対策は区別して対応し、発行しないことを求めます。答弁を求めます。

次に、保健事業について伺います。

まず、健診受診者負担額についてです。

11月の保険条例の審議の際、「一部負担について検討している」旨の答弁がありましたが、九州では3県、全国では16県が自己負担がありません。それ以外に自己負担徴収は自治体判断としている広域連合もあります。運営調整会議で示された見解は、「無料とした場合、被保険者が知らないまま健診が行われる。必要でない方まで受診される」としております。また、無料による財政負担そのものは理由とはされておられません。従来無料の基本健診で、医療機関側がこのような対応をしたという報告はなされておられません。何を根拠にして、有料化を決定したのか、答弁を求めます。

市町村では、有料化が健診率の低下につながる懸念されております。一方、介護保険事業ではサービス受給者以外の65歳以上を対象に生活機能評価が義務づけられており、同時実施が最も合理的であると言われております。しかし、15%という低い健診率目標と有料化では、生活機能評価のみで受診しなければならない高齢者を増やすことになり、市町村の介護予防事業に支障を来すのではないのでしょうか。合理性のない有料化は撤回すべきです。答弁を求めます。

はり・きゅうの助成は、「規約を変更してでも実施すべき」とする北九州市、福岡市など12市町村の意思表示がありましたが、全構成団体の合意とならず、来年度からの実施とはなりません。

しかし、県内の後期高齢者52万人の95%の50%が助成を受けられる状況にあり、県民サービスの継続の観点から、今後の保健事業としての合意形成に努力すべきであります。

今後の合意形成の見通しと、平成20年度の事業の継続が市町村の一般会計からの補助で継続できる見通し、これを併せて答弁を求めます。

以上の保健事業の充実のためには、国・県への補助を要求すべきであります。健診において、従来3分の1の負担がなくなった県に対して、引き続き補助を強く求めるべきであります。答弁を求めます。

次に、市町村の独自減免について伺います。

保健事業として検討されているはり・きゅう補助は、来年度以降、当面、当該市町村の一般財源からの補助が継続される自治体もあります。北九州市では、12月市議会で全会派一致の決議があがり、予算化に向けた準備が進んでおります。これは事実上、後期高齢者対象の保健事業が自治体の独自助成で行われることでもあります。

また、国会では、舛添大臣の答弁として「法律上の制度とは別に、広域連合の収入の一部に一般会計からの繰入れを行う方法により、県及び市町村で議会決議を経て独自に保険料減額を行うことができる」と確認をされていますが、本広域連合の見解を伺います。

次に、県の重度障害者医療について伺います。

65歳から74歳の重度障害者医療について、被保険者が後期高齢者医療を拒否した場合、県及び政令市の重度障害者医療を適用しないとの説明がされています。障害者から心配する声が聞かれます。北九州市当局からは、社会保険被扶養者で保険料負担しない者と、広域連合に移る者とのバランスを考えての措置と説明されています。

重度障害者医療は一般の医療給付以上に大きく、その医療費を広域連合に誘導すれば、広域連合の財政はさらに厳しくなるのではないのでしょうか。

従来どおり、障害者医療が使えるように、県へ是正を求めるべきです。答弁を求めます。

最後に、一部負担金の減免・猶予について伺います。

国保では、一部負担金減免・猶予が実施され、周知の努力がされています。

後期高齢者医療の一部負担金の減免・猶予について、要綱を作成し、実施に向けて周知するべきです。答弁を求めます。

以上で私の第1質問を終わります。

広域連合長（江藤 守國）（挙手）

議長（原 伸一） 広域連合長。

広域連合長（江藤 守國） 柳井議員のご質問にお答えいたします。8点ご質問がございましたが、私から第1点目の保険料の引下げについて及び第6点目の市町村の独自減免についてお答え申し上げまして、その他の点につきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

1点目の保険料の引下げについてでございますが、昨年の8月に、福岡県の広域連合といたしまして、国に対し、数点要望を行っております。

まず、電算処理システムの開発・改修に要する財源及び広報に係る経費の財政支援の措置を講じること、被保険者が経済的状況にかかわらず必要な医療が受けられるよう十分な低所得者対策を講じること、診療報酬の検討に当たっては、後期高齢者及び家族を含め幅広く意見を聴取し、後期高齢者にふさわしい報酬体系とすることについて要望を行ったところでございます。

また、本年1月には、九州各県の広域連合長と連名で、国に対しまして、数点要望を

行っておりまして、まず第1は、広域連合の安定的な財政運営を確保するため、速やかな国庫負担金及び調整交付金の交付を行うこと、次に、支払基金や都道府県負担金についても、速やかに交付されるよう各団体に働きかけることなどにつきまして要望を行ったところでございます。

なお、要望の際に、国から、国庫負担金の前半の厚めの交付、あるいは県負担金の早期交付について働きかける旨口頭で回答を得ております。

今後とも、機会を捉えまして、国・県に対し引き続き要望を行ってまいります。

また、保険料を引き下げのために市町村の負担増につながることは、現在のところ検討いたしておりません。

次に、第6点目の市町村の独自減免についてでございますが、後期高齢者医療制度におきましては、保険料率が広域連合区域内均一とされていることから、制度の運用に当たりましては、区域内における被保険者の公平を確保することが最も重要と考えておりまして、被保険者に係るサービスや負担など、すべてにおいて広域連合区域内同一の基準の下に考えるべきものであると受け止めております。

このような観点から、当広域連合は制度の運営主体といたしまして、市町村が独自に、当該市町村区域内の被保険者のみを対象とした負担の軽減を行うことは、適切でないと考えております。

また、県下すべての市町村の一般会計からの繰入れにより、広域連合独自に保険料の減免を行うことにつきましては、県内市町村の財政事情が非常に厳しい折、給付費に係る定率負担や事務費に係る分賦金に加えまして、さらに負担を求めることは、現実に難しいものと考えております。以上でございます。

議長（原 伸一） 事務局長。

事務局長（永長 利夫） 私の方からは、広報・説明の責任について、まずこのことから答弁をさせていただきます。

広域連合におきましては、制度の周知は最重要事項との認識をもって、市町村との連携を図りながら、取組を進めてきたところでございます。

市町村におきましては、市町村広報誌の掲載はもとより、リーフレットやパワーポイントを活用しての制度説明会の開催など、その周知に努めていただいているところでございます。

1月25日現在ではございますが、制度説明会の実施が35市町村、延べ約560回、参加者でございますが約2万2千人余でございます。さらに、今後、43市町村で600回以上の実施が予定をされております。また、全被保険者等へのリーフレットの送付でございますとか回覧の実施でございますが27市町村、広報誌にあわせて折込みチラシの配布や説明文書の送付などの実施、こういったものの予定が21市町村というような状況になっております。

広域連合におきましては、被用者保険の各保険者でございますとか、医師会をはじめ

とする医療関係団体、社会福祉協議会などの関係機関に対しまして、制度の周知やポスター・リーフレットの配布を実施をいたしております。

また、後期高齢者医療制度全般に係ります説明書、これを被保険者証の送付にあわせまして、被保険者全員へ配布をするということにいたしております。

引き続き、新制度の円滑な施行に向けまして、市町村と連携を図りながら、制度の周知に努めてまいり所存でございます。

次に、来年度以降の後期高齢者の診療報酬改定に関しましてでございます。

本広域連合といたしましては、昨年8月に国に対しまして、先ほど連合長答弁にございましたように、「診療報酬の検討に当たっては、後期高齢者及び家族を含め幅広く意見を聴取し、後期高齢者にふさわしい診療報酬体系とすること」ということを要望してきたところでございます。

現在、中央社会保障医療協議会におきましては、社会保障審議会からの診療報酬体系の骨子・診療報酬改定に係る基本方針の報告と厚生労働省からの諮問を受けまして、具体的な診療報酬点数の設定に係る調査・審議を実施されているところでございます。改定案の策定に至る過程において、広く国民の意見を募集をされているところでございまして、今後、この診療報酬の改定が決定されれば、国の責任において国民へも広く広報されるものと考えているところでございます。

次に、3点目の条例減免の基準についてでございます。

減免要綱で定める規定についてでございますが、収入の著しい減少を理由とする保険料の減免につきましては、所得割に係る減免でございますが、被保険者本人及び世帯主等の当該年の所得見込額の合計が300万円、かつ、前年の所得と比較して30%以上減少している場合を対象といたしたいというふうに考えております。

次に、均等割に係る減免でございますけれども、7割・5割・2割の法定軽減の考え方を準用いたしまして、当該年の所得見込額を基に算定した額、それが賦課された額を下回るというような場合に、その差額を減免をいたしたいというふうに現在、考えているところでございます。

なお、条例第19条第5号の広域連合長が特別の事由があると認めた場合の減免につきましては、刑事施設でございますとか労役場等に拘禁され給付制限を受けていた期間の減免、高齢者に多いと考えられます盗難、横領、詐欺等により甚大な被害を被り保険料の納付が困難となった場合などを考えております。

以上申し上げました内容を骨子といたしまして、手続に関する規定などを加えて、早急に減免取扱要綱を作成することにいたしております。

次に、生活保護基準以下の世帯、あるいは減免しなければ生活保護となる場合の減免の検討についてでございます。当広域連合は、条例に基づきます減免を、突発的な事由により収入が著しく減少したことにより保険料の納付が困難となった場合の救済措置として位置づけておりまして、あくまで所得の減少割合などに応じて、減免を行うべき

と考えているところでございます。

低所得世帯に対しましては、7割・5割・2割の法定軽減の制度によりまして軽減が相当程度図られるものと考えているところでございます。

資格証明書と短期保険者証の交付についてでございます。度々の納付相談の求めにも応じようとしなない保険料滞納者などを放置することにつきましては、被保険者間の負担の公平の観点から適切ではございません。このような滞納者との接触の機会を確保するための措置として、資格証明書に関する制度は必要であるというふうに考えております。

また、資格証明書を交付するか否かにつきましては、納付相談等を通じまして保険料を納めたくても納められない特別の事情の有無の把握に努めまして、個々の保険者の事情に応じて適切に判断すべきものと考えております。

先の臨時会において答弁いたしましたように、保険料を滞納した被保険者に対しては、早い段階からご本人との接触を図りまして、納付相談等を通じまして保険料を納付できない特別の事由の把握に努めていただくよう、きめの細かい対応を市町村をお願いをしております。

次に、短期証を発行しないことについてでございます。資格証明書と同様に短期証につきましても、被保険者間の負担の公平化を図るとともに、滞納者との接触による納付相談、納付指導の機会を確保するために必要な措置であるというふうに考えております。

次に、保健事業でございます。保健事業に係ります自己負担の有料化、なぜ有料化したのかという問いでございますけれども、健康診査の一部負担金につきましては、市町村の74歳以下の国民健康保険の健診におけます一部負担金額の調査等を踏まえまして、受益者負担等の考え方から、被保険者に加重とならない程度の負担の徴収も必要ではないかと考えているところでございます。

現在、医師会等との健診単価の協議中でございます。今後単価が決まり次第、決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、同じく保健事業のはり・きゅうの助成でございます。これにつきまして、平成19年度におけます県内の市町村老人医療対象者の法定外はり・きゅうの実施でございますが、54市町村で実施をされておまして、20年度の見込みといたしましては、48市町村というふうになっております。

広域連合といたしましては、医療費適正化の一環といたしまして、福岡県の状況にふさわしい保健事業を今後検討していく予定といたしております。

なお、国・県への補助金の要望、こういったことについても引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、重度障害者医療の影響についてでございます。この重度心身障害者の医療費の支給制度につきましては、老人保健制度の廃止及び後期高齢者医療制度の施行に関しまして、福岡県が実施主体である市町村に示した条例案等の準則の一部改正に関します通知によりますと、支給対象者として「65歳以上75歳未満の者については、後期高齢

者医療制度の被保険者に限る」旨規定されているようでございます。

一方、福岡県がこれまで定めておりました現行の「重度心身障害者医療費支給制度事務取扱要領」には、受給資格の認定要件として同じく「65歳以上75歳未満の者については、老人保健制度の加入者に限る」旨規定をされておりまして、こういったことでもございまして、現行制度における運用、それをそのまま引き継いだものと考えられますので、是正を求めていくようなものではないじゃないかというふうを考えているところでございます。

一部負担金の減免・猶予の部分で、一部負担金の減免・猶予について要綱を作成をしてくださいと、周知をすべきではないかということでございますが、現在、広域連合事務局におきまして、一部負担金の減額・支払いの免除・支払い猶予の基準・要綱案の作成をいたしておるところでございます。

また、その実施に向けての周知については、今後検討してまいります。

以上でございます。

4番（柳井 誠議員） （挙手） はい。

議長（原 伸一） 4番、柳井誠議員。

4番（柳井 誠議員） それでは、2回目の質問、時間がありますので、させていただきます。

周知・広報に関して、説明に関してですけれども、560件、2万2千人の参加と答弁がありました。福岡県民500万に比べて極めて少ない。後期高齢者50万人に対してもごく一部に過ぎないと思います。それで、北九州市は、2月の市政だよりにあわせて、独自のリーフレット、56万5千部、費用として990万円を全戸配布する予定であります。広域連合が作成して北九州に3度にわたって下ろされたリーフレットは、合計の部数でも8万2千に過ぎません。北九州が作成した7分の1に過ぎない。もともと確認されてきた広報計画では、説明用のリーフレットは2月に4回目を配布するということになっております。この間の配布では、全世帯の10分の1しかカバーできていない。後期高齢者人口の2分の1に過ぎません。4回目はどの程度カバーできるのか。北九州市のように自前で作成する予定のない他の自治体はいったいどうなるのか、答えていただきたい。

県民がこの制度をなかなか理解することができない状況にまだあると思います。先日、再診料の引下げが撤回されましたけれども、県民はますます不安をもっております。制度開始までの理解と納得がどこまでできるのか極めて疑問になっております。広域連合としては、それでも最低限の説明責任を果たすべきであります。市町村任せの説明会の状況さえ、十分、日々把握できていないのではないのでしょうか。全戸配布すること、そして、すべての高齢者に説明する責任を最終的には広域連合が掌握すること、日々の集計をして公表すべきであります。北海道では、広域連合自身が新たに9ヶ所の説明会を計画しております。本広域連合でも実施して責任を果たすことを求め、答弁を求めます。

次に、保険料の引下げについてでありますけれども、県の方に要望が正式には届いていな

いのではないかと思います。県は果たして一切の補助を検討できない状況なんでしょうか。

ほかの広域連合の状況を紹介しますと、北海道では、国と道に財政支援を求める意見書が採択されています。宮城県では、県に健診費用の3分の1の負担を要求いたしました。埼玉県でも、県に財政要望を出すことが決定されております。東京都は、既に財政支援がされ、更なる低所得者対策が要望準備されております。岡山では、県議会で健診事業への県の3分の1の負担を実施すると答弁があって、来年度実施が行われます。

ところが、福岡県議会の9月議会で、麻生知事の答弁は、保険料の減免も健診事業も広域連合が判断すべきことだと、補助の検討さえ答えませんでした。こうした答弁になるのは、連合長が国では要望を出しても、県には一切要望を出していないということがあるのではないのでしょうか。

実は、7月6日、最初の議会の前の代表幹事会の資料では、広域計画案の中に、「市町村の財政負担の軽減のために、国・県に対し財政措置の充実の要望に努めます」と明記されておりました。しかし、第1回の臨時会でも出された、私たち受け取った議案では、「国・県と連携し、財政リスクの軽減措置を図ります」に変えられております。

福岡県広域連合は、なぜ県への要望を自粛しなければならないのか、自粛した理由は何か、ほかの広域連合が行っていること同様に、県に対してははっきりと要望を提出するべきではないのでしょうか、再度答弁を求めます。

また、市町村においては、北九州市の粗い試算では、間違いなくこれまでの高齢者への国保や老人医療への市の負担部分が減っていきます。北九州市では、約20億というふうに言われておりますが、それ以外に国保特別会計への一般会計からの繰入れも減ります。このような状況を広域連合としてよく把握して、再度市町村の補助金の合意をつくる努力をするべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

それから、資格証明書の問題ですけれども、市町村国保において資格証明書発行により死亡が4つの県で40名以上、最近報道がなされました。受診率は一般の200分の1であります。これは、死亡するという事は、病気を把握せずに発行したと、あるいは病気になっても受診が間に合わなかったことを告発した報道でありました。最も危険な高齢者での孤独死を防止するには、原則発行しないこと。北九州市のように餓死事件や孤独死を引き起こした行政による不作為が問題とされておりますけれども、安易な発行で事故が起こった場合、広域連合はどういう責任をとっていくのか、答弁を求めます。

施行令第4条の発行しない特別の理由として、その他の部分、それに加えて、それに類する事情がある場合というのがあります。低所得による困窮とは、まさにそのことではないのでしょうか、再度答弁を求めます。

市町村の独自負担についてであります。連合長からは保険料のことについては答弁がありましたけれども、実は北海道でも東京でも岡山でも、これは広域連合の答弁として、独自に保険料、自己負担、健診の自己負担部分を市町村がもつことについては全く問題がないと、舛添大臣の答弁のとおり答弁がなされております。北九州市でも先ほどの答弁と



同じような答弁が市議会でもなされましたけれども、これは国の見解でもない、本県連合独自の見解ではないのか。法的にこれを規制する条項があれば、ここではっきりと示していただきたいと思います。以上答弁を求めます。

広域連合長（江藤 守國）（挙手）

議長（原 伸一） 連合長。

広域連合長（江藤 守國） 柳井議員の2回目のご質問にお答えいたします。

保険料の引下げに関連いたしまして、県に対しても要望すべきではないかというご質問でございます。

県におかれては、370数億という巨大な負担をお願いするということもございますが、今お話のございましたほかの連合の状況も把握しながらですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目につきまして、第6の項目の市町村独自減免については、確かにそういう法的な規制があるっていうわけではありませんが、私どもとしては同一基準の下にサービスあるいは負担が行われるべきではないかというふうな認識をしてるということございまして、できればそういう形の中ですね、取り組んでいった方がいいのではないかというふうに認識をいたしておるところでございます。以上でございます。

事務局長（永長 利夫）（挙手）

議長（原 伸一） 事務局長。

事務局長（永長 利夫） 私の方から広報関係についての再質問に対しましてお答えを申し上げさせていただきます。

私どもの方でございますけれども、現在まで4回、リーフレットを作成をいたしております。私どもでいきますと、42万部、それから追加を12万部というようなことでさせていただいております。それから、ポスターでございますけれども、1万3千部を作成をいたしまして、医療機関・公共施設向けの配布をいたしております。それから説明用の私どものパワーポイントを作りまして、これ、100枚、CDで作っておるわけでございますけれども、内容的には4種の内容となっております、これを使った市町村での広報の方に役立てていただいております。それから、新聞広告でございます。1回目でございますけれども、1月22日、朝日・毎日・読売・西日本、県内版あてに配布をされることについてご報告をいたしたところでございます。2回目として3月中旬、再度、広告を掲載する予定にいたしております。その他広報活動でございますけれども、8月・1月・3月、それぞれ各市町村の広報誌等につきまして掲載をお願いをするということにいたします。

今後とも、各市町村のご要望にお応えできる範囲で、一生懸命、広域連合としても支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

4番（柳井 誠議員） はい。（挙手）

議長（原 伸一） 4番、柳井誠議員。残された時間は、1分です。

4番（柳井 誠議員） それでは、まず、県への要望についてお伺いします。普通の市町村では、毎年、県への要望書を出すのは当たり前になっております。特別会計には県補助金の存目がありますけれども、しかし、存目になっているのは極めて異常であります。広域計画を変更されて、補助金の要望がなされていないというのは、あまりにも不自然ではないかと思えます。構成団体には県が入っていないのに、結果として、福岡県の意向が色濃く反映されていると。これは、運営調整会議を通じてなのか、別に県の幹部との協議がなされているのか、県に補助金の要望が出せない理由は何なのか、改めて答弁をいただきたいと思えます。

もう時間がありませんけれども、あと要望で。54万部、合計リーフレットというのは、北九州市が今回作成したものより少ないということでは、財政措置をとってもらって十分やっていただきたいということを要望しときます。以上です。

広域連合長（江藤 守國） （挙手）

議長（原 伸一） 連合長。

広域連合長（江藤 守國） 柳井議員の3回目のご質問にお答えいたします。

県への要望について、先ほど申し上げましたように、今後、ほかの連合、各県の連合の情報を収集した上で、運営調整会議等で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（原 伸一） 通告のございました質問は以上ですので、これにて一般質問を終わります。

## ■日程第19 会議録署名議員の指名

議長（原 伸一） 日程第19「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、9番、古賀道雄議員、42番、三浦正議員を指名いたします。

## ■閉会（15時26分）

議長（原 伸一） お諮りします。

本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定しました。

以上で、議事日程は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

原 伸 一

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

古賀道雄

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

三浦 正